

山津ヘルパーステーション

第 1 号訪問事業運営規程

令和 6 年 4 月 1 日

住 所	佐賀県鳥栖市萱方町 270 番地
施設名	医療法人社団 三善会 山津ヘルパーステーション
管理者	山 津 善 保

(事業の目的)

第 1 条 医療法人社団 三善会が開設する山津ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う第 1 号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な第 1 号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。

(事業所の名称)

第 3 条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 医療法人社団 三善会 山津ヘルパーステーション
2. 所在地 鳥栖市萱方町 270 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名
管理者は事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. サービス提供責任者
サービス提供責任者は、事業所に対する第 1 号訪問事業の利用に係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3. 訪問介護員等

介護福祉士 6名（常勤 2名、兼務 4名）

介護実務者研修修了者 4名（常勤 名、兼務 4名）

2級課程修了者 名（常勤 名、兼務 名）

介護初任者研修修了者 3名（常勤 名、兼務 3名）

訪問介護員等は第1号訪問事業の提供に当たる。

事務職員1名（兼務職員）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日～土曜日
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. サービス提供 年中無休、24時間常時対応とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（※厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること）

- （1）身体介護
- （2）生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う第1号訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- （1）事業所から片道おおむね5キロメートルから10キロメートル未満は300円
- （2）事業所から片道おおむね10キロメートルを越える場合は、5キロメートル増すごとに100円を追加する。
- （3）前項の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、鳥栖市

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び 備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第10条 事業所は、訪問介護事業の提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、第1号訪問事業の提供に当たり、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し第1号訪問事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止)

第13条 事業所は、適切な第1号訪問事業の提供を確保する観点から、訪問先において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるのとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 訪問介護員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 三善会の理事会に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第15条 第1号訪問事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。

4 市町村からの求めがあつた場合には、その改善の内容を当該市町村に報告する。

5 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。

6 国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、その改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。